

パブリックコメントで寄せられたご意見と議会の考え方

案件名	上越市地酒で乾杯を推進する条例(案)	担当課	議会事務局
-----	--------------------	-----	-------

No.1	ご意見の該当箇所:	全般
ご意見	<p>新聞等でも、この条例等の記事が記載されていました。確かにいろいろな種類のお酒がでてきて流通もよくなり、何でも手に入る世の中になり、地元においしいお酒がたくさんありながら、疎遠になってきていると思います。しかし、なぜ議会で今、条例を出してまで、話し合わなければならないのか。</p> <p>上越市では、景気低迷のこともあるし、福祉のこともあるし、議員の方に頑張ってもらわなくてはならないことがいっぱいあります。この間も、ガス水道談合問題があっても請願が不採択になりました。(一議員は、忙しくて百条委員会などたちあげていられないと言った人もいます。)もっと優先すべき問題がたくさんあるのに、こういう事は時間を作って議論するのでしょうか。地元の方は、心配しなくても地酒を愛していて、県外へ出ても、地酒の宣伝をしているし、飲み会には、地酒を飲んでいきます。一生懸命働いたお金で気分良く飲んでいるのに、条例なんていりません。飲む機会の多い、市の方や議員の先生方の会合で率先して行えばいいのではないのでしょうか。議員の先生方には、今市民が何を頑張ってもらいたいか、中に入って聞いてもらいたいです。</p>	
対応状況	反映しなかった意見	
議会の考え方	<p>【条例の制定理由について】 私たちの住む上越市は、13の蔵元とひとつのワイナリーを有する日本有数の地酒の産地であり、その品質の高さは、郷土の自慢です。しかし、生活習慣や嗜好の多様化により、日本酒の消費は年々減少しており、ピーク時のおよそ半分になっています。このような状況の中、蔵元をはじめ飲食関係団体等との意見交換を通じて取組を求める意向を受け、議会として、伝統産業である地酒での乾杯を推進し、官民挙げての行動が必要と判断し、本条例の制定に至ったものです。</p>	
No.2	ご意見の該当箇所:	全般
ご意見	<p>当初は、「日本酒」で乾杯条例を発議する予定であったように記憶しておりますが、酒類の製造業者に慮って「地酒」とされたことと思います。現在、上越の地には、地酒として日本酒、ワイン、ドブロクがあるものと思っておりますが、「ドブロク」も含まれるのでしょうか。また、地域振興で製造されている「無花果ワイン」、「サルナシワイン」等も含まれるのでしょうか。現在、「地ビール」は生産されておられませんが生産された時点で対象になるのでしょうか。「地酒」と言えば、日本酒、一般的には「日本酒」で乾杯になるのではないのでしょうか。</p>	
対応状況	反映しなかった意見	
議会の考え方	<p>【「日本酒」を「地酒」に変更した経緯と地酒の範囲について】 当初は、「日本酒」を対象に条例化を検討していましたが、議会での議論や蔵元をはじめ飲食関係団体等との意見交換を経て、本市には日本酒以外に「ワイナリー」などもあることから、地場産業の振興の視点も踏まえ、対象をひろげて「地酒」に変更したものです。また、条例では、市内で製造される酒類を「地酒」と定義しており、「どぶろく」や「無花果ワイン」など、本市で製造されている酒類は、地酒の範囲に含まれるものです。</p>	
No.3	ご意見の該当箇所:	全般
ご意見	<p>地酒であっても、当然価格差があり、また同じ日本酒でも価格差、好み、人気度、地域性があり、ワインについても同様であり、ドブロクに至っては、価格差が大きく、好み、地域性の強いお酒であり、乾杯酒として市民に広く浸透するのか疑問に思います。</p> <p>この様に価格差、好み、地域性があり、特に個人の嗜好性の強いお酒について、条例に定めてまで消費拡大、地産地消の推進、伝統産業を守ることが必要なのでしょうか。未成年者に対する飲酒のブレーキ、成人の健康への影響等考慮した場合、「申し合わせ事項」、「合言葉」程度にとどめ、市民個々人の選択の自由度を広げておくべきものと考えます。伝統産業を守り、消費の拡大、地産地消の推進、地域資源の掘り起こし等を考慮されて条例化されるのであれば、上越市の地場産業全体を把握され、その発展に向けた具体策について、条例を制定すべきではないかと考えます。</p>	
対応状況	反映しなかった意見	
議会の考え方	<p>【個人の嗜好等に配慮し、条例ではなく、「申し合わせ事項」や「合言葉」としてはどうか】 本市では、地酒で乾杯を推進する取組をより実効的なものにするため、市や事業者の役割を明確にするとともに、市民に対しても協力を求めることなどを規定した「条例」として制定することとしました。ご指摘のとおり、個人の嗜好や健康への影響にも十分配慮する必要があるとの検討過程の議論を受け、第5条に嗜好等への配慮に係る条文を規定しています。</p> <p>【地場産業全体の発展に向けた条例を制定してはどうか】 また、地場産業全体の発展に向けた条例を制定してはどうかのご意見につきましては、行政では地場産業の育成や振興のための各種施策に鋭意取り組んでいるところですが、この度、蔵元をはじめ飲食関係団体等との意見交換を通じて条例化に向けての取組を求める意向を受け、議会として、伝統産業である地酒での乾杯を推進するためには、官民挙げての行動が必要と判断し、本条例の制定に至ったものです。</p>	